

## 国別研究：ギリシャ

1. 現代社会における子どもの位置
2. 子ども及び家族政策
  - (1) 家族及び子どもに対する生活水準の保障
  - (2) 育児休業
  - (3) 親役割の支援
  - (4) 家族のいない子どもへの支援
  - (5) その他
3. 家族と子どもに対する認識と政策実現
  - (1) 家族と子どもに対する認識と政策
  - (2) 家族政策の統合
4. 子どもに関わる現在の社会状況
  - (1) 現在の社会状況
  - (2) 政策実現への障害
  - (3) 政策実現への可能性

## 国別研究：ギリシャ

### 1. 現代社会における子どもの位置

ギリシャ社会は「子ども中心の社会」と呼んでよいであろう。特に、過去 10 年間にギリシャでは子どもが親の注目の的となってきた。第二次世界大戦及び Greek Civil War による苦難と戦後初期の貧困の後の富の増加が、人々、特に中産階級に消費水準の向上をもたらし、消費財を通して地位や名声を得ることを許した。親はより多くの有用な資産を有するようになり、子どもの生活を改善したいという本質的な願いによって、子どもに投資し始めた。親の社会的地位の自己認識を示しているような、衣類やレジャー活動などの消費活動の対象に子どもがされ始めたのである。それほど裕福でない親でさえも、でき得る以上のものを子どもに与えているように思われる。それはしばしば、「子どもに対し、人生とは妥協も犠牲も挫折もない安楽なものだという幻想、すなわち、社会も彼らをも荒廃させるような幻想を抱かせる。」<sup>(1)</sup> ことになるのである。

特に子どもの教育には、常にギリシャ人の親から高い価値が置かれ、多くのお金が投資されている。アテネで行われた、課外スクール (extra-school) や個人負担の教育活動 (外国語、音楽、ダンスの補助的なレッスン) に関する研究からわかるように、中等教育水準 (secondary level) の生徒、10 人中 9 人以上がそのようなコースを取っており、親はその教育や経済的水準にかかわりなく、子どもに同等の機会を与えていた。<sup>(2)</sup>

ギリシャの子どもは、ヨーロッパの多くの同年齢の子どもと異なり、休日に働くことを求められてはいない。事実、最近の調査結果によれば、大多数の青少年が親から十分に補助を受けている。<sup>(3)</sup>

上の理由により、ギリシャの子どもは確かに家族の関心の中心であるといえるのである。ギリシャ人の親、またさらにはより広い家族システムは、金銭的、社会的、情緒的な面で継続的な支援ネットを子どもに提供し、その支援は子どもが成人した後にまで及ぶ。子どもをもつことの情緒的な意義や子どもへの願望や愛情が、今日子どもが親に課すであろう金銭的、時間的問題にかかわる重荷に打ち勝たせるのである。しかしながら、夫婦がもつであろうそうした思いやりが、多くの子どもに影響を与えてきたのである。

確かに、「子ども中心」の姿勢は、必ずしも「子どもにやさしい」姿勢を意味するわけではない。われわれの見解では、多くのギリシャ人の親がもつ子ども中心の姿勢は、子どもを、注目したり、世話をする「客体」としてみたり、「主体」つまり個性と尊厳が尊重されるべき独立した個人として子どもが扱われていないことを示している。子どもに親が体罰を加えることは、場合により、また子どもの年齢によっては教育的な対処の形として受け入れられ得る、という考え方を信奉する親が高い割合で存在すること、子どもへの体罰の発生頻度が高いことが調査結果として報告されていることも、このような考え方から理解することができる。<sup>(4)</sup>

子ども自身は、親が物質的な要求のみを満たそうとして情緒的な要求に十分な注意を払わない、と不平を述べている。親の「何もかもわかっているよ」という態度を否定的に評価し、親が長時間の仕事や疲れから、子どものために十分な時間を取れないでいる事実を

指摘している。<sup>(5)</sup>

しかしながら親の行動と子どもの反応は、親の教育水準と非常に関係が深く、それは調査結果からわかるように、子どもの権利、特に、権利（意見を述べる権利、良心の権利、プライバシーの権利）を有する個人として扱われる権利に対する姿勢を決定する上で、主要な要素となっている。<sup>(6)</sup> 教育水準が上昇しつつあるので、子どもに対する姿勢や行動が人権の伝統により近い方向に変化することが期待できるだろう。

われわれは過去数年間にヨーロッパの他の国々と同様、ギリシャにおいても、家族の選択の仕方やその結果として発達した家族パターンに、いくつかの重大な変化をみてきた。

今日、大人はお互いのかかわり方や家族パターンについて、選択を行うが、その選択は基本的に彼らにとって有益と感じられるものに従って行われるように思える。したがって、夫をもつことを選ぶかもしれないし、婚姻によらず別の人と暮らすかもしれない。結婚や同棲を解消することを選ぶ（あるいは余儀なくされる）かもしれない。再び結婚することを選ぶかもしれないし、婚姻証書なしに家族集団を作るかもしれない、等。これらすべての状況に子どもは影響を受ける。親は、子どもをもつかもたないか、子どもを彼らだけで育てるか、養子ももらっていっしょに暮らすか、離婚した場合に別の町へ引っ越すかを選択するのである。

そのような状況の中で、子どもは大人の最も重要な関心事になり得るだろうか。もちろん大人は、子どもにとって彼らが最良と思うものによって自己の選択を正当化する。しかしそのような状況でなされた選択が、主に大人の個人的な利益から導かれたものではないと認めるのはかなり難しいことである。実際、親が自分の安楽やレジャーの時間や経歴を子どものために犠牲にするような場面はだんだん少なくなっている。

この家族パターンの流動性と家族の変化が頻繁であることが、子どもの不安感を増長している。そういう状況では安定した家族関係の枠組みが得られないからである。<sup>(7)</sup> その上、さらにつらいことが、そのような経験をした子どもに課される。片親の家庭では、たいてい女性が家長であるが、子どもは生活レベルの低下に直面することが多い。別々の結婚により生まれた子どもたちは、いっしょに暮らすことを学ばなければならない。また両親が離婚した子どもは、離れた親との接触がなくなることがよくある。確かにギリシャでは、結婚によって家族を作るという伝統的な選択が依然として社会で最も一般的であるが、統計が示すように、より様々な家族選択のパターンへと変化が起こっている（表1）。

伝統的な「子ども中心」の姿勢は、ゆっくりとはあるが発展しつつある大人の個人主義的な姿勢と結びつけることができるであろうか。家族の選択において、大人の利益が彼らの子どもたちの利益よりも重要になり得るであろうか。また親の選択が子どもの利益に最もよく合致するところに、そして親と子どもがその選択を尊重しお互いを個人として尊重できるところに新しい均衡が生まれ得るであろうか。

進展している全貌はそれほど明らかではないが、一点は確実である。状況は益々複雑化してきており、大人は様々な局面を処理する力をみがき、鋭敏な感覚を養わなければならない。そして外部からの介入や支援がより必要になっていくということである。

社会における子どもの重要性は、社会が子どもに対して何をなすか、政策とその日常の実践で子どもにどのような優先権を与えるかに反映される。子どもは大人の思考の中でど

のような位置を占めているか。子どもに影響が及ぶような決定をする場合、大人は何をし、またどのような選択をするか。子どもの数が時には劇的に減少しているような社会において、子どもの重要性とは何であろうか。

ヨーロッパ全体に出生率の際立った低下が起こっている(表2)。ギリシャにおいては出生率(人口1000人当りの出生)は1965年の17.7から1997年の9.7まで低下した。一方合計特殊出生率(出産可能年齢女性1人当りの子ども数)は1965年の2.30から1997年の1.32にまで低下している(表3)。同時に総人口構成における子どもの人口構成比は著しく低下した。0~14歳の子どもの割合は1965年の26.7%から1996年の16.6%にまで減少した。逆に65歳以上の人口比は1965年の7.6%から1996年の15.8%に増加している(表4)。1984~1995年の約10年間には子どもの人口は実数で16.4%の減少を示している。<sup>(8)</sup> まもなく高齢者数は子どもの人口を追い越すであろう。

都市・農村の人口分布についても著しい変化が起こっている。人口10,000人以上の都市の人口比は、1951年の37%から1991年の59%へ増加した。逆に人口2000人以下の農村の人口比は1951年の48%から1991年の28%に減少している。<sup>(9)</sup> 農村・都市の人口における年齢分布もまた変化している。農村、特に小さな村では高齢者が大多数を占めている。

こうした変化すべてが子どもに重大な影響を与えている。例えば、財源が限られた場合、継続的に増加し、さらに多くの財源を要する高齢者の層と、継続的に減少している子どもの層との間で財源を配分しなければならないとするならば、どのようなこと起こるであろうか。実際、この点に関する統計が示すところでは、1994年のギリシャの社会保障手当(social protection benefits)全体に占める高齢者及び遺族手当は66.8%であったが、これに対し、家族手当の割合は1.2%にすぎなかった。これは、1985年の比率、つまり社会保障手当総額の3.2%に比べてかなり低い。<sup>(10)</sup> 実数の増加にもかかわらず家族手当の割合が減少したのは、出生率の低下、ならびに、高齢者及び遺族手当に関する社会的予算配分が緊急に必要なためである。ギリシャではすべてのヨーロッパ諸国の中で総社会保障手当に占めるこの割合が最も大きい。<sup>(11)</sup>

人口の都市・農村分布の変化もまた子どもに影響を及ぼしている。政府は、子どもの数が減少し、コストと投資効果のバランスが負の状況にあるところに投資できるであろうか、あるいは投資すべきであろうか。そうした状況の中で、われわれは、どのようにして、どのような政策をもって子どもがサービスを受ける権利を保障するであろうか。もちろん解決法が求められている。例えば、非常に小さな村では学校が閉鎖されることがあるが、子どもたちには近隣の村の学校に通う手段が与えられている。ファミリーセンターは過疎の村では毎日の活動を停止するかもしれないが、パートタイムの形で運営が求められている。

次の2つの節では、実行されているあるいは計画中の子ども及び家族政策について述べ、同様にその他の政策における家族及び子どもに対する認識の範囲に言及する。政策の範囲や効力が多くの障害によってしばしば制限を受けることはあるが、大人が政策を立案する際には確かに子どもが考慮に入れられているということがこの論述を通して明らかになると考える。

一般の大人社会は、子どもたちに対してたいへん親切であり、開かれているとわれわれ

は考えている。ギリシャの子どもたちは多くの社会活動において、枠外に置かれているのではなく大人とともに社会に参加しているのである。事実、ギリシャには子どもが除外されているような社会生活の領域はほとんどみられない。

先に述べたように、親及び一般的な大人は子どもの政治的参加権を認めることをややためらっているが、子どもがかかわる事項については、少なくとも決定者の代表として子どもの意見が聞かれるべきだという認識が高まっている。実際に過去 20 年間に多くの法律や制度がこのことを可能にする規定を導入した。いくつかの例をあげる。

- ・ 12 歳以上の子どもが養子になる場合には裁判官の前で彼または彼女の同意を表明する必要がある。どんな場合でも裁判官は子どもの成熟度に応じて子どもの意見を聞かなければならない。さらに、もし養い親に子どもがあれば、裁判官はその子どもの成熟度に応じてその子どもの意見も聞かなければならない。(法律第 2447/96 号)
- ・ 15 歳以上の子どもは、彼または彼女が個人的な仕事で稼いだ金銭、あるいは自分で使うことが認められている金銭を自由に使うことができる(民法第 135 条)。子どもの成熟度を考慮しながら、法律は、親権にかかわる決定をする際には子どもの意見を聞き考慮に入れることを要請している(両親が離婚した場合に子どもと一緒に暮らす親についての決定)(民法第 1511 条)。しかし、もし大人の決定者が子どもにとってこれが最善ではないと考えるなら、子どもの意見に従う義務はない。
- ・ 法律第 1566/85 号により、「学童コミュニティ及び学童組合」(Pupil's Communities and Cooperatives) を設立することが可能になった。同コミュニティは、一方で生徒の間に民主的な対話が発達するよう促したり、教育の過程をスムーズに進めることに寄与したり、子どもたちがさらに社会的技能を発達させるのを助けるという目標をもつ。1987 年以来同コミュニティは the Ministry of Education and Religious Affairs によって示されたガイドラインに基づいて活動している。それには the Pupil's General Assembly の手続きや、クラスごとの Five-Member Committee の選出、Fifteen-Member School Council の選出の手続きが明記されている。the Class Committee の長と School Council のメンバー全員が、教員の会議に参加して自分たちの意見を述べたり、the Pupil's General Assembly の考えを伝える権利をもつ。現在同コミュニティは、ほとんどの中等教育(Secondary schools)で機能しており、まだ不足してはいるが、子どもの参加の重要な仕組みとなっている。他方、学童組合は、学校の庭作りや手工芸などの経済活動を共同体で行うという方法を通して、生徒の間に協力や社会的責任感を発達させることを目標としている。このような共同体は主に小学校で組織されている。<sup>(12)</sup>

家族の中における子どもの参加や決定権は、問題により、また家庭により(親の文化的背景、教育レベルや姿勢)異なる。最近アテネで行われた、子どもの参加権に関する調査では、大多数の親は青少年が自分たちにかかわる問題について彼または彼女の意見を自由に述べる権利を受け入れてはいたが、青少年が夜の外出から帰る時刻だとか、休暇に友達か親のどちらと一緒に出かけるとか等の問題について、彼または彼女の意見が尊重されるよう要求してもよいとは考えていなかった。しかしながら親たちは、教育や職業の選択については、60~70%の割合で子どもの意見を尊重してもよいと考えていた(表 5)。

世界的に販売されているアメリカのマガジンのひとつに、2人の異なる若者の部屋の写真が載った。部屋の装飾の仕方は、壁にポスター、ベッドの上に衣類、床に靴と、非常によく似ていた。しかしひとつはアメリカに住む若者の部屋で、もうひとつは中国の若者のものであった。

若者の文化は、あらゆる文化の中で最も国際的である。メディアの技術はアイドルを生み出して「売りもの」にしたり、行動のモデルを作り上げる上で絶大な力をもっている。そのようなアイドルや行動のモデルが、国際的ネットワークを有する巨大なマスメディア産業によってどんどん売り出されるに従って、若者の文化は国際的な性格をさらに強めている。

新しい技術（コンピューター、インターネット）もまた、子どもたちをあらゆる情報にアクセスさせるという点で重大な影響力をもっている。特にインターネットを通して、子どもたちは世界の様々な場所からのあらゆる情報にすぐにアクセスすることができ、どんな人々や機関とも会話をしたり情報や意見の交換ができる。子どもたちは、友達や会話の相手を選ぶのと同じく、この巨大な国際的電子ブックからの情報を選択する自由と知識と技術をもっているのである。

しかし、このような状況には危険も存在する。子どもに有害なもの（ポルノグラフィ）も含めてあらゆる種類のものにアクセスできたり、子どもたちに最善の利益を与えないような人々とつながりができるかもしれないというところから生じる危険である。またこれらのネットワークで入手できる情報の99%がアングロ-サクソンから生まれたものであり、地方文化や他の文化に比べてアングロ-サクソン文化の支配をさらに増強するという危険もある。結局、効果的に保護ができる制御装置を作動させることが、特に親たちにそういう装置を使う知識や技術が欠けているせいで困難なために危険が起こるのである。

このような発達是一方で、親が子どもをコントロールする伝統的な能力に疑問をもたらし、他方で子どもに一層の力と重要性を与えている。ギリシャではヨーロッパの他の国々に比べて新しい技術にアクセスしている割合が低いが、親としてまた社会として、新しいテクノロジーの子どもへの悪影響をどのように制御し、制限するかを緊急に検討しなければならないという声が高まっている。

## 2. 子ども及び家族政策

### (1) 家族及び子どもに対する生活水準の保障

ギリシャにおいては、家族支援には、家族手当、税金免除、住宅ローン便宜などの直接的な資金援助とその他の支給を含む。

#### ・ 家族手当

家族手当 については厳密な意味では2つの広い部門に分けられる。公共部門の職員の手当とその他の従業員に関する手当である。

#### a) 公共部門の職員に対する手当

月当りの手当では、家族の収入にはかわりなく決まっている。最初の子どものに6,000ドラクマ、2番目の子どもに6,000ドラクマ、3番目の子どもに16,000ドラクマ、5番目

以後の子どもには 25,000 ドラクマである。これらの金額は 1997 年に法律第 2470/97 号によって決められたもので、それ以前の額の 2 倍以上になっている。家族手当の支給は、扶養されている子どもが 18 歳になるまで、高等教育を受けている場合は 24 歳まで、子どもに重い障害がある場合は年齢制限なく続けられる。

b) 国家労使協定 ( National Workers-Employers' Agreement ) に基づくその他の従業員に対する手当

月額手当は家族の収入によって区分されており、子ども 1 人につき毎月 1,120 ドラクマから、子ども 4 人につき毎月 14,300 ドラクマまで違いがあり、それ以後の子どもはそれぞれ 2,500 ドラクマとなる。手当は 18 歳未満の扶養されている子どもに認められており、高等教育を受けている場合は 22 歳まで、仕事につけない重度の障害がある場合は年齢の制限なく認められる。

他の特殊カテゴリーに属する家族に対する手当

a) 大家族に対する手当

これらの手当は、人口統計学的な理由に基づいて認められている。つまり 2 人以上の子どもをもつ励みとなるように、また子どもが多く、往々にして貧困に苦しめられている家族への経済援助としてである。法律第 2459/97 号によって上記の手当に対する考えに重要な変化が起こった。現在では資産調査が行われ、消費者物価に応じて修正され、小さい子どもに対してはより長く継続されるようになった。

以下の 3 つの手当が利用できる

\* 第 3 子への手当：家族の年収が 7,000,000 ドラクマ以下の母親が第 3 子を出産した時に受けられる。月々 40,000 ドラクマの手当は、毎年、消費者物価に応じて修正され、子どもが 6 歳になるまで支給される。

\* 大家族の母親または父親への手当：年収 8,000,000 ドラクマ以下の家族で 4 人の生存している子どもがいる母親または場合により父親に対する手当。手当は毎月 10,470 ドラクマで、毎年、消費者物価に応じて修正され、23 歳までの未婚の子ども 1 人当りに支給される。

\* 大家族の母親への生涯年金 (Life-pension) : 大家族の母親で子どもが結婚しているか、下の子どもが 23 歳以上の場合、家族の年収が 3,000,000 ドラクマ以下であれば生涯年金の資格が与えられる。年金月額額は 24,081 ドラクマで、毎年消費者物価に応じて修正される。生涯年金は 25 歳未満の未婚の子どもがいる母親にも支給される。手当は非熟練労働者日給×1.5 でそれぞれの子どもに対して月毎に支給される。手当はまた遺児や就労不能の父親にも支給される。

b) 保護者のいない子どもへの手当

これは 16 歳未満の保護者のいない子どもに支給される手当である。両親をなくした子ども、あるいは父親が死亡または様々な理由で養うことができない子ども。この手当は子ども 1 人につき 15,000 ドラクマであり、月当たりの収入が 3 人家族の場合で 80,000 ドラクマを超えないか、家族が 1 人増えるごとに 7,000 ドラクマ加えた額を超えない家庭に支給される。この額は、昨年割合が著しく増加したにもかかわらず低額のままであるのは、

インデクセーションのシステムに連携されず、再調整が主に財源の利用可能度に応じてなされるからである。

c) 身体障害の子どもへの手当

身体障害の子どもがいる家族に手当が支給される。手当のレベルは、子どもが施設に入所しているか否か、子どもが他の受益資格をもっているか否かにかかわらず、障害の質と程度に応じる。

・ 税額控除・戻し税

- a. 納税者に扶養する子どもがある場合、家族の子ども数に応じて1人当たり 25,000 ドラクマから 45,000 ドラクマの税額控除の資格が与えられる。
- b. 総所得からの税額控除は、様々な教育コースに入学している子どもや教育を受けるために家から離れて暮らしている子どもに関して、また医療及び福祉ケアに関し規定されている。
- c. 67%以上の身体的あるいは精神的障害のある扶養家族がいる場合には、証明なしで支出分として納税者の収入から控除される。

・ その他の規定

- \* 住宅ローンや家屋設備など、子どものある家族にさらに有利な条件が「従業員住宅機構」(Organisation of Housing for Employees) によって提供されている。
- \* 母親や子どものために無料診察が規定されている。
- \* 無料の教科書。
- \* 就学前の子どもや通学児童のデイケアのための両親の負担の解放、または軽減。
- \* 休日のキャンプ。

確かにギリシャの家族援助システムは、より合理化され統一された原則と普遍的な基準に基づくべきである。というのは、現在の状況では様々な部類の家族への対応が不均衡であるように思えるからである。つまり公共と民間部門間の違い、大家族と片親家庭の間の違いなどである。また確かにギリシャの「児童手当パッケージ」(現金供与、税額控除など)は、近年かなり改善されているとはいえそれほど多額ではなく、EUの平均値に達していない。<sup>(13)</sup> しかしながら家族問題にかかわる政府省庁 (Government Departments) の間でこの問題についての関心が強まっている。ただし E.M.U.に加わっているギリシャの条件に合わせるため政府が緊縮予算政策をとっているため、近い将来に大きな変化は見込まれないのである。

われわれはここで、ギリシャにおいては必要なときの家族の結束と支援がいまだに非常に強く、本質的な政策の変化をもたらすべき公的圧力を減じていることに触れなければならない。そのような支援を示す明らかな資料が家計消費及び収入に関するギリシャ国立統計サービス (National Statistical Service of Greece) の調査によって示されている。調査から得たデータによれば、片親の家庭は、親類や友人からかなりの程度の財政援助を受けている。<sup>(14)</sup> 同様に、成人した子どもとその家族に対しても、親から金銭的援助と現



物による援助がなされている（家の購入のための財政援助、孫の世話など）。<sup>(15)</sup>

## (2) 育児休業

ここで扱う主要な問題は、家族と仕事の間の「調停」の問題である。家族のために十分でかつ上質な時間をもつためには、労働条件だけでなく法的な規定や規則がそれを許さなければならないことは明らかである。

働く親、特に母親が役割を果たしやすくするための様々な規定がある。

- a. 産休：保険に加入した女性全員が利用できる。民間部門に対しては16週間で、公共部門には4ヶ月。有給で所得に応じる。
- b. 働く母親に対する労働時間の短縮：民間部門に対しては、1日1時間で2年以内か1日2時間で1年以内。公共部門に対しては、1日2時間で2年以内、加えて1日1時間でさらにもう2年以内。有給で所得に応じる。場合によっては父親がこの条件を利用できる。
- c. 育児休暇：それぞれの親に対して3.5ヶ月。産休の終わりから子どもが3歳半になるまで認められる。無給。公共部門も民間部門も同様。
- d. 扶養家族の病気による休暇：1人の家族につき1年に6日までで、家族2人に対して8日まで。無給。公共部門も民間部門も同様。
- e. 子どものための欠勤期間：親が子どもの教育会（educational progress）に出席するために年に4日間まで。有給で所得に応じる。公共部門も民間部門も同様。
- f. 父親の休暇：1人の子どもの出生につき1日。有給。民間部門のみ。
- g. 無給休暇：子どもが6歳未満なら2年までで、さらに後の子どもについても6歳未満ならそれぞれに1年。母親に対してのみ、また公共部門のみに認められる。

特殊カテゴリーに属する親に対する規定も最近利用できるようになった。

- a. 67%以上の身体障害度の扶養家族をもつ親に対する労働時間の削減：1日につき1時間の削減。有給。公共部門のみ（法律第2527/97号）。
- b. 養母のための出産休暇：子どもが6歳未満なら、養子縁組の手続き終了直後に1ヶ月。有給。公共部門のみ（法律第2527/97号）。

確かに過去20年間に、働く親が家庭に参加しやすくするための規定が大幅に拡張され多様性を増してきている。また公共と民間部門間の規定の差も明らかに縮まってきている。

しかしそのような規定が、親の家庭への参加を助けるのにどの程度まで本当に役立ってきたのだろうか。育児休暇などの援助は親の利用を奨励するような形で提供されていないので、それほど有効であるとは思えない。例えば、育児休暇の間、親は収入を奪われるだけでなく社会保険費負担の義務を負うのである。従ってギリシャにおいて休暇を利用する親の割合が少ないのは驚くにあたらない。公共部門であれ民間部門であれ、労働条件、つまり企業の規模や雇用者の態度もまた休暇の利用度に影響するのである。

ギリシャにおいて育児休暇をとる父親の割合は、無視してもよいとは言わないまでもかなり少ない。そしてこれは必要度と姿勢に関係がある。父親は今でも主要な稼ぎ手である

ので、子どもが増えると、さらに稼ぐ努力やより長時間の労働が必要になってくる。父親の社会的地位は主として仕事上での地位から生じる。そのために男性は仕事に重きを置くことになるのである。父親の家庭内での役割は母親の補助的なものとみなされている

政策手段が、真に影響をもつには、親が家庭に関与するのを妨げている要素を考慮に入れた他の政策手段に結びつくことである。

ここで再び、ギリシャには、両親の不在をある程度埋め合わせてくれる近い親族が他にも存在するという点を指摘しなければならない。それは祖父母であり、両親が働いている間、子どもたちの面倒をみってくれるのである。

パートタイムの仕事やその他のフレキシブルな労働調整の利用についてもまた、ギリシャでの総応募率が低いことに注意しなければならない（パートタイムの仕事への男性の応募は3.3%、女性9%）。そしてこれには、結婚による影響はそれほどないように思われる。

<sup>(16)</sup> そのような率になるのは、ギリシャの労働市場のすべての部門がフレキシブルな労働条件に調整されているわけではないという事実と大きな関係があるが、パートタイムの仕事を選ぶにあたっては、金銭的、社会的保険への考慮が大きく影響している。

最後に、離婚や別居により離れた親—特に父親—の子どもの生活への関与は、今論じている問題に大きな関連があると考えられる。もちろん、離婚したり別れた父親が、子どもに関することに積極的に参加したり、変わらず連絡をとり続けることも多いが、物理的に父親がいないことによって、父親の関与が限られたり、時にはまったくみられないということになりがちである。ギリシャでの離婚率はまだ低く、これまでのところこの問題に対するわれわれの関心を引き起こしていないかもしれないが、父親の子どもの生活へのかかわりや参加を妨げるような心理的、金銭的、社会的障害について考え、状況を改善する可能な方法を検討し始めることが重要である。

親と子どもがともに過ごす時間を十分にもてるようにするという問題を論じるとき、たいていは親の側の可能性に焦点を当てる。しかし子どもの側の可能性についても問う必要がある。例えばギリシャでは、子どもは教育的目的のため、公的教育システム以外の場所で多くの時間を過ごす。それは外国語や音楽を習う、個人授業や任意のレッスンを受ける等である。また中等教育の最後の2年間には、ほとんどの子どもが大学入試の助けとなるように午後か夜の補習クラスに参加している。

The Ministry of National Education and Religious Affairs は、最近提案された大がかりな教育改革を通して、子どもが（そして大人も）感じている、特別クラスやレッスンの必要性を減じ、より多くのレジャーの時間を与えたいと望んでいる。

ギリシャが抱えるもうひとつの深刻な問題は、教室が足りないことである。そのため2つの学校がひとつの建物の中に置かれ、午前と午後の交代制で運営されている。しかし子どもにとっても、親と過ごす時間の面からもよくない結果となっている。この問題を解決するため、今、当省が非常な努力をしており、約3年後には全ての学校が午前中のみ運営になる予定である。<sup>(17)</sup>

### (3) 親役割の支援

親が親としての役割を果たすのを支援する目的の様々なプログラムやサービスが用意されている。これらは市町村及び地域当局や公共社会福祉機関、学校、病院、親協会(parental

association)その他の非政府機関によって運営されている。

これらのプログラムやサービスは3つの広い部門に該当する。

a. 親のための教育プログラム：この種のプログラムは過去数年間に増加しており、主に市町村・地域当局 (Municipal/Regional Authorities) によって開発されたサービスやその他の国家社会福祉官庁、また学校、病院、親協会、その他の NGO によって運営されている。その目的は、親が親としての役割をより果たせるように援助することである。それらはグループワークやワークショップ、レクチャーを通して行われている。中心となる課目には、親と子どものコミュニケーション、子どもの発達、健康教育などが含まれている。しかしこういったプログラムは、少なくとも定まったコースの形を取るものは、主として都市のセンターで行われており、利用範囲がかなり限られている。参加者については、ある小さな調査が示すように、主として中産階級の女性であり、ほとんどが仕事をもち、中等教育機関の教育を受けている。<sup>(18)</sup>

参加者の特徴から、おそらくこのようなプログラムを最も必要とする人たちが、最も知らされていないか、参加しようとしなない、あるいは参加することができない、ということがわかる。また男性の参加者は非常に少ない。

b. 親に対するカウンセリングサービス：この種のサービスは、市町村当局、政府あるいは非政府組織、学校や病院によって運営されており、その数が増加してきている。しかし様々なサービスの内容や質には大きな違いがある。ほとんどのサービスが対象としているのは親または一般の家庭である。しかし特に困っている子どもたちの親にこそ必要であるという意見もある。それは介護を必要とする子どもや麻薬常用の子どもの親である。各サービスが扱う課題はその内容により様々である。例えば、学校に置かれているカウンセリングサービスは基本的に子どもの行動や学校教育の問題を取り扱い、難民家族カウンセリングは、情緒的な問題（うつ状態、心的外傷症候）の克服と意志決定に焦点をあわせ、異文化接触の家族の場合は親同士の対立が主要なテーマである。カウンセリングサービスはほとんどの場合、個人や夫婦、家族を含めて、1対1の対話を基本としているが、時にはグループワークも行う。特殊な問題については最近テレフォンカウンセリングも発達してきた。親のためのカウンセリングサービスについての批評は、地理的分布が不均衡なことと、特別な困難を抱える親への福祉政策がほとんど実行されていないという事実に向けられている。

最近の重要な進展（法律第 2447/96 号）は、各初審裁判所における社会的サービスの開発のための法的枠組みの設立である。それは家族における法的事案について裁判所をアシストするだけでなく、親あるいは子どもの保護者が、その役割を果たす際に起こる問題についてのカウンセラーとして働く。

c. その他の親のための支援対策：親の役割を支援したり容易にするために利用できる様々なプログラムやサービスが他にもある。

—就学前及び通学児童のためのデイケア施設。特に学校に通う子どものためのデイケアに

については、the Ministry of National Education and Religious Affairs が、1997 年に法律第 2525/97 号により、デイケアを学校とその教育プログラムに統合するという「終日学校」(All-day schools) のアイデアを導入した。これは、学校のプログラムとは独立して発展していた既存のデイケアにとって変わりつつある。1998～99 年の間に 350 の保育所と約 1000 の小学校が「終日学校」として運営された。<sup>(19)</sup>

ーファミリーセンター (約 300) は、家族に救済や支援をする目的で国家福祉機構 (the National Welfare Organisation) により都市・農村地域で運営されている。

ー家庭裁判所は法律第 2447/96 号により民事裁判の特別セクションとして設立される予定である。

#### (4) 家族のいない子どもへの支援

このセクションで触れるのは、文字通り家族のいない子どもではなく、深刻な問題を抱えているため子どもの世話をすることが困難な親をもつ子どもについてであることを注意しておく。

そのような子どものためのプログラムとサービスには次のものが含まれる

##### a. 子どものための居住施設

厚生省 (the Ministry of Health and Welfare) によって出された 1996 年のデータによれば約 2,600 人の子どもが家庭の事情により様々な居住施設で生活していた。<sup>(20)</sup> ここには介護を必要とする子どもは含まれていない。確かに過去 20 年間に、施設の数とそこに暮らす子どもの数が大幅に減少した (1978 年の約 6,000 人から 1996 年には半数以下に)。法律第 2447/96 号により、子どもを施設に入所させるのは家庭裁判所の権限となった。しかしこの法律が今のところまだ施行されていないので、子どもの入所は親の同意または検事か裁判所の命令により行われている。居住施設は今深刻な問題に直面している。職員は十分な訓練を受けていない上に疲れきっており、大きな困難を抱えた依頼人に対処できずにいる。標準的な施設の中にも、サービスの質や種類、職員の充足や質に違いがある。居住ケアの水準や合理性を改善することが同省の現在の大きな関心事である。

##### b. フォスターケア (Foster care)

これは法律第 2082/92 号により国家ベースで設立されたプログラムである。フォスターケアは過去 10 年の間に居住ケアの優先権のある選択肢として発達してきている。現在、約 600 人の子どもが養家 (フォスターファミリー) にいる。<sup>(21)</sup> 居住ケアと同様に法律第 2447/96 号により、子どもを養家に入れるには家庭裁判所の決定が必要である。同法律によりフォスターケアは初めてギリシャ市民法 (the Greek Civil Law) に組み入れられた。the Ministry of Health and Welfare はさらに居住ケアを減らすことを目指しており、このプログラムを優先している。しかし同省の資金援助にもかかわらず、プログラムの実行に必要な熟練した職員が確保できないため、ギリシャの様々な地域でフォスターケアの発展は妨げられている。

##### c. ストリートチルドレンに対するプログラム

ギリシャでは近年不法移民によってストリートチルドレンの現象が起こってきている。the Ministry of Health and Welfare と the Ministry of Public Order の援助でストリートチルドレンのための簡易宿泊所がまもなく開かれる。他方、政府及び非政府組織によっていくつかの試験的なプロジェクトが開発されている。

#### d. 緊急社会支援のための国家システム

これは緊急な社会の要求に対して直ちに統合的な答えを出すことを目的とする、相互に連結したサービスシステムである。このシステムは現在は準備段階にあるが（建設工事、組織機構の準備）、3つの公共機関を合併して最近設立された公共機関である the National Organisation of Social Care の管轄下に置かれるであろう（法律第 2646/98 号）。

子どもについては、このシステムは電話相談室、仲裁ユニット、ホステル・クライシスユニット、そして情報と支援のためのセンターを計画している。このシステムは古くからのサービス供給の欠陥を補って、この種のサービスに対する痛切な要求に取り組むものと考えられる。

#### (5) その他

子どもに対する政策は、家族政策に直接関連づけられていないかもしれない。このセクションではそのような政策について述べる。

- ・ 教育支援プログラムは、落第を取り扱ったり学校放棄を避けるために学校で行われている。このプログラムは 1992～93 学年度の間に開始された。1994～95 年の間に約 12,000 人の初等教育の生徒がそのようなプログラムに参加した。また中等教育の子どもは 1992～93 年に 21,000 人であった。<sup>(22)</sup> 落第に対処したり、大学入試の準備の補助として、中等教育の上級生は追加教育支援 (Additional Education Help) のプログラムを利用することができる。しかし 1994～95 年には 7,398 人の生徒しかこのようなクラスに参加しなかった。人数が少ないのは、子どもも大人も、特に大学入試に対してはそのような援助が、個人的な補助機関に比べて効果が少ないと考えているからである。

- ・ 「レセプション」クラスや、特別補助プログラム、特別学校が、本国送還されたギリシャ人の子どもや外国人の子どものために設営されている。1995～96 年に 14,106 人の子どもがそのようなクラスやプログラムに参加したが、そのうち約 4 分の 3 が本国送還されたギリシャ人の子どもで、残りが外国人の子どもであった。また 1994～95 年には、1,544 人の主として本国送還の子どもが特別学校に参加した。<sup>(23)</sup> 増加する移出、移入や本国送還によって、ギリシャの多文化的性格が強まっていることを考慮に入れて、ギリシャ国家は法律第 2413/96 号により、多文化教育クラスの開発や多文化学校の設立の規定を制定した。

- ・ 子ども向けの各種の創造活動のためのセンターやプログラムが、地方自治体やその他の政府及び非政府組織によって全国的に運営されている。

- ・ 若者への助言サービス (Advisory Services for Youth) が、the Ministry of National Education and Religious Affairs によって 16 の県 (prefecture) で開発中である。このサ

ービスの目的は健康の促進であるが、同時に若者の個人的な問題や人間関係を扱っている。  
(24)

・ **Counseling and Orientation Centers for Youth** が **the Ministry of National Education and Religious Affairs** によって開発される予定である (法律第 2355/97 号)。センターは各県の県庁所在地 (**capital**) に配置され、若者や親に対してもカウンセリングやオリエンテーションを行うことになる。

・ **the General Secretariat for Youth** の主導により、またジプシーの人々の生活状況を改善するための国家政策の流れの中で、ジプシーの人々が集中している地域でのユースセンターの開発をめざす国家プログラムが進行中である。3 つのそのようなセンターが現在作動しており、ジプシーの若者のため、教育的、教育学的、医学的、法的、文化的、また職業的支援が行われている。(25)

・ 子どもの権利の領域の中で、特に政治的権利と、尊重される権利について以下に述べる。

ー学校においては、信教の自由が尊重され (法律第 1566/85 号)、体罰が禁止されている (大統領命令第 483/77 号及び第 49719/81 号)。また外国人及び移民の子どもは、たとえ不法移民の子どもであっても差別されることなく公立学校に入学できる。

ーギリシャ議会は、子どもの権利の行使に関する 1996 年ヨーロッパ会議 (**the European Convention**) を批准した (法律第 2502/97 号)。

ー働く青少年のための追加的保護政策が **the E.U. Directive 94/33** に従って制定された (大統領命令第 62/98 号)。

ー**the General Secretariat for Youth** の主導により次のような活動が行われている。

1. 「児童及び若者の権利に関する国家監視機関」 (**National Observatory for the Rights of Children and Young People**) の設立が発表されている。現在はその法律的枠組みが準備されているところである。この監視機関は「地中海監視機関」 (**the Mediterranean Observatory**) と関連がある。それはフローレンスにあり、イタリアのユネスコ委員会によって設立されたものである。他方、ギリシャ政府の主導により、その主要目的のひとつとして「バルカン地域間児童監視所」 (**a cross-Balkan Observatory for Children**) を含む、「バルカン多国間協同協定書」 (**a Balkan multi-state protocol of cooperation**) が最近署名された。

2. 「国家ラジオ・テレビ委員会」 (**the national Radio and Television Council**) との共同で、子どもの問題に関係した放送についてのマス・メディア自主規制の規定が促進された。

3. 若者の基本的権利の行使に対して年齢制限を置いている、5000 の時代遅れな法的規定の廃止について、報告書が作成されている途中である。その制限は現代の考え方に合致しない。

4. 若い消費者に対するプログラムが準備中である。それは伝統的及び現代的なコミュニケーションの方法に基づいており、消費に対して責任ある態度を促すことを目的としている。(26)

この章で述べたすべての政策は、政策決定者側において子どもや家族に対する関心が高

まっていることを反映している。そうした政策を以下にまとめておく。

- ・ 働く両親が家庭に参加しやすいようにする多くの規定が導入された。しかしそのいくつかはまだ効果を検証する必要がある。
- ・ 積極的な開発にもかかわらず、「児童手当パッケージ」(the child benefit package) はさらに合理化し改善する必要がある。
- ・ 現在、特別な家族や親が利用できる施設やサービスが増加している。しかしその地理的分布にはもっと注意が払われるべきである。
- ・ 最近、成績やオリエンテーション、個人的問題に関する通学児童の支援を目的とする様々なサービスが発達したりあるいは開発されつつある。また特に、本国送還された子どものように特別なカテゴリーに属する子どもたちに対して注意が払われている。
- ・ 家庭外での子どものケアについては、フォスターケアに重点が置かれてきたが、期待されたほどには発展していない。
- ・ 子どもの権利をさらに保障する目的で、新しい機構、法、そして政策が開発されてきた。

### 3. 家族と子どもに対する認識と政策実現

#### (1) 家族と子どもに対する認識と政策

公共政策の様々な部門において、意志決定者や政策決定者は、ポジティブな方法（家族や子どもの福祉を増進する）と“ネガティブ”な方法（政策が家族や子どもたちに与える否定的な影響を考慮する）と両者の政策を案出する際に、どれほど家族や子どものことを考えているのだろうか。様々な政府省庁や政府レベルにおいて、家族や子どものためのどのような構造がとりわけ描かれるのだろうか。公共政策の様々な領域において、子どもの待遇に関するどのような特別の規定や規則が利用できるであろうか。

まず第一に、子どもあるいは家族専門の特別な政府省庁はない、ということを書さなければならない。しかし Ministry of National Education and Religious Affairs の中に、a General Secretariat for Youth がある。その役割は、若者のための政策を作成したり、市町村当局や非政府組織が若者のための活動を発展させるのを財政的に支援することである。

子どもと家族についての重要な面を扱っている様々な政府省庁の中に、次のような子どもと家族問題専門の理事会 (directorate) やセクションを見出すことができた。

- a. Ministry of Health and Welfare : Directorate for the Protection and Education of Families and Children
- b. Ministry of National Education and Religious Affairs : Directorates of Nursery, Elementary and Secondary Education
- c. Ministry of Justice : Directorate for the Prevention of Criminality and Reformatory Education of Juveniles
- d. Ministry of Public Order : section(within a Directorate)of Juvenile Criminality and Drugs

また the District Police Departments の中に、青少年保護のための subdirectorates やオフィスが徐々に設立されている。そのようなサービスをすべての District Police

Departments に行き渡らせるのが目的である。

われわれは、政府の他のレベルにおいて、子どもと家族を専門とする現存の機構をみつ  
けることはできなかった。

政策作成においては、子どもにやさしい観点に立つ政策の例を、かなり多く認めること  
ができた。われわれがこの報告書のために各政府省庁へ送ったアンケートへの返答の中で  
述べられたものと、「児童の権利に関する国連会議」の実行のための国別リポートに向けた  
各省リポートから選んだものの両方から、いくつか例をあげる。

#### 公安省 (Ministry of Public Order)

警察官、中でも特に子どもに対応する「前線」の警察官の組織的な教育と、鋭敏な感覚  
の養成。

#### 大蔵省 (Ministry of Finance)

子どもと若者の教育及び保護に関するサービスの供給や用品の配達を、付加価値税  
(V.A.T.) から除外すること。

#### 運輸通信省 (Ministry of Transport and Communications)

\* the Minister of National Education and Religious Affairs と Ministry of Public  
Order との協同による学校交通コンダクター

\* 子どもと、子どもをもつ母親を含む”hindered people”の、交通機関その他のコミュニ  
ケーション機関—バスの低い昇降口、低いカード電話機など—の利用権に関するプログラ  
ム。このプログラムは進行中である。まもなく議会で採決される予定の the Code of Road  
Traffic and Safety には、子どもが安全な環境で移動できるように数多くの規定が取り入  
れられている。

#### 労働社会保険省 (Ministry of Labour and Social Insurance)

子どもの労働に関する制限や条件を明確にする特別立法機関が存在する (大統領命令第  
62/17.3.98 号、法律第 1837/89 号、大統領命令第 7/12.1.90 号)。

#### 出版・マスコミュニケーション省 (Ministry of Press and Mass Communication)

メディアが与える害から子どもを守るためのとくべつ規定が利用できる。法律第  
2328/95 号により、子どもはテレビ広告の内容や、テレビ放送の内容及び時間から守られ  
ている。同法により、特に青少年の目撃者や、被害者及び犯罪者の映像をニュースで放映  
することを規制している。最近の法律第 2644/98 号は、有線テレビチャンネルに与えられ  
るライセンスに関する法律であるが、子どもが有線テレビサービスにアクセスするのを妨  
げる技術の使用を、ライセンスを認めるに当って要求している。

国家ラジオ・テレビ審議委員会 (the National Radio and Television Council) は、政党を  
超えて指名されたメンバーで構成されているが、メディア放送における倫理的な法律や規



則の実行を検閲したり、必要な時は、行政的制裁措置をとる。この審議委員会が、最近のTV スポットで、子どもがテレビに映される場合の子どもの権利を広告したことは、述べておく価値があるだろう。

#### 法務省 (Ministry of Justice)

- \* 法制度の中に子どもの犯罪者を特別に扱うための規定が用意されている。少年裁判所、非公開裁判、特別で迅速な手続き、救護院や治療法の変更が可能、等。
- \* 「子どもの利益優先」の原則が過去 20 年の間に、家族法の本文（法律第 1329/83 号、法律第 2447/96 号）と判決の中で特に明白になった。
- \* もし 7~17 歳の子どもが犯罪を犯したら、救護院か治療法が適用されるだけである。
- \* 2 つの救護施設 (reformatory institutions) が 1997 年に同省によって廃止された (大統領命令第 180/97 号)。なぜならそれらは運営されていても目的を果たすことができないと判断されたからである。もっと現代的な基盤に基づいた若者向けケアユニット (Care Units for Youth) を開発するための新しい法律が、今準備されているところである。

#### 厚生省 (Ministry of Health and Welfare) —保健の分野

- \* 小児科がすべての病院に置かれている。
- \* 入院患者と外来患者の精神病治療保健サービスや、子どもと若者のための社会・精神医学的支援が数多くの病院で開発されてきた。
  - 法律第 2519/97 号により、a Directorate for School Health が同省において組織されている。地域レベルでは an Office of School Health が the Directorate of Public Health の中に組織されている。これらのサービスの目的は、学校集団の中での健康促進プログラムの開発と遂行、学校における保健規則の点検、各学童のための保健データの収集と整理である。48 の家族計画センター (Centers of Family Planning) が主として病院で開かれてきた。

#### (2) 家族政策の統合

- ギリシャにおいては、政府省庁間での、家族または子ども政策に関する共同の特別常設メカニズムはない。しかし必要な時には、家族や子どもに関する特別な問題について論じるために、部局間委員会が設立されるだろう。それは 1996 年に採決された家族法の改訂の準備をする委員会、あるいは設立段階にある the National Committee for the Year of the Elderly である。そのような委員会には、外部のエキスパートや、実行機関や NGO の代表が招かれて参加することもある。
- しかしながら、中央政府レベルでの統合の問題における最近の 2 つ開発は適切である。
  - a. the Inter-Ministerial Committee for Youth は首相の決断により最近設立された (RE : Y366/27.7.98)。同委員会は常任で、大臣と官房で構成され、若者のための政策の統合やプランニングを目的とするであろう。

b. the National Council for Social Care が the Organisation and Operation of the National System of Social Care に関する最近の法律により設立された (法律第 2646/98 号)。この審議会は、各省代表者や、教会、管轄区当局 (the District Authorities)、最も重要な国民団体 (national associations)、非政府組織、及び専門家によって構成される。この審議会の目的は、家族と子どものケアを含む社会的ケアの問題についての公の議論を促進すること、サービスを有効にする案の作成、政策について意見を述べることである。

政策実行のレベルにおいて、様々な形の統合や協同が発展した。ここに、そのような協同の例をいくつかあげる。

- a. 中央政府省庁と地方政府の間の協同： 中央政府により財政的に支えられた活動やプロジェクトが、プログラム協定を通して地方当局によって開発された。
- b. 中央・地方政府と非政府組織の間の協同：プロジェクト、特に革新的なものは NGO によって実施され、中央・地方政府によって支援されている。
- c. 市町村・地域レベルでの機関の統合：政府機関及び非政府機関の委員会などの統合が、一般及び特別政策の問題の中の社会政策問題のために開発されるかもしれない。
- d. NGO 間の協同：このような協同が、特に政府意志決定者に対する問題の促進のため、行われるかもしれない。そのような協同の例が、約 2 年前に、Maastricht Treaty の改訂における、子どもを含んだ問題のためのヨーロッパキャンペーンの流れの中で起こった。
- e. 政府機関の青年協会との協同：この協同の例として、the General Secretariat for Youth によって行われた the National Youth Council—様々な youth organisations を代表し、若者の政治的、社会的な生活への有効な参加を促進する手助けとして活動している団体—に対する財政と技術援助がある。地方レベルでは、地方政府の働きにより、the municipal and youth councils が、若者が地方レベルの活動、特に若者に直接関わる活動の運営に参加する手段として作動している。

この章の最後に、以下の傾向を記しておく。

- ・ 公共政策の様々なセクターにおける法律制定や政策形成において、子どもの権利や要求を考慮することへの関心が増してきている。
- ・ 子どもの最大の利益を保証する立法テキストや裁判慣行への関心の増加。
- ・ 年長の子ども、つまり、より年少の子どもに対比しての若者に対する重視。現行の政府組織機構や政策を反映している。
- ・ 様々な社会政策の問題における、多くのパートナー間の統合・協同メカニズムの発展。しかし中央政府レベルでの子どもと家族専門の永続的調整メカニズムは、これまでのところまだ準備されていない。
- ・ 子どもと家族のための政策の開発と実行において、パートナーとしての NGO の役割が一層の評価を得ている。

#### 4. 子どもに関わる現在の社会状況

##### (1) 現在の社会状況

それでは、われわれの社会は、一層子どもにやさしくなっているだろうか。過去数年間の発展は、疑いなくそのような兆候を示してきた。子どもに対する認識が、政策上でより明白になってきている。子どもの「最大の利益」が司法や行政の決定において指針となった。子どもの「意見」が、子どもに関する決定において問われることが増した。

しかし、こういった肯定的な発展にもかかわらず、社会の現状は、政府や多くの社会の代表団体が設置した目標に達してはいない。

子どもたち自身も、社会が特にいくつかの領域で、必ずしも彼等にとってやさしくはないと受け止めている。子どもがこの問題をどう感じているかを証明するために、われわれは農村・都市地域から来た6～18歳の子どもの中で調査を行った。<sup>(27)</sup> 子どもたちは、the National Welfare Organisation's Family Centersのグループ及びプログラムのメンバーか、あるいはその居住施設の居住者のどちらかであった。子どもたちは、リーダー、つまりソーシャルワーカーの助けにより、半ば枠組みの作られた質問紙に基づいて、社会が彼らに対してどのくらいやさしいと彼らが考えているかという問題について、グループで討論するよう依頼された。合計322人の子ども(性別:男子130人、女子192人、年齢:6～12歳が150人、13～18歳が172人)が28のグループに分かれて意見を出した。

ここに子どもたちの意見をいくつか引用する。

- ・ 学校：これはほとんどの子どもが、最もやさしくないと感じている場所である。特に年長の子どもは学校を、創造的かつ批判的な考えを奨励せず、逆に無味乾燥で平凡な知識を好み、人間味がなく退屈であり、様々なグループの子どもたちの特別な要求を考慮に入れないという点で批判している。教師もまた、子どもによそよそしく、時には無関心であると批判されている。中には反教育的な行動で告発される教師もいる。非常に小さな地方コミュニティから来た年少の子どもは、年長の子供といっしょに授業を受けさせられることに不満を述べている。
- ・ 居住環境(町あるいは村)：町に住む子どもは、彼らの環境が基本的に子ども向けではなく、大人の必要を満たすためのものだとして不満を述べている。彼らはまた、暴力事件や反社会的行動が増加しているため、不安感が増していると記している。
- ・ 警察：かなり意外なことに、子どもたちは概して警察を肯定的に受けとめている。彼らは子どもを脅して従わせるために警察を利用する大人によって、しばしば否定的な警察像が創られると記している。居住施設の子ども達でさえ、警察と接した時はいつでも好意と敬意をもって扱われたと語っている。
- ・ テレビ：一般に子どもたちは、多数の人が見る時間帯に暴力シーンが頻繁にあることに批判的である。
- ・ 家庭と家族：ある子どもたちは、働いている親が自分の子どものために十分な時間をもてないことを指摘している。また別の子どもは親と子どものコミュニケーションが欠けていることを記しており、親から子どもへの暴力行使に触れた子どももいる。多くの子どもが、家に十分なスペースがなく、また自分の部屋がなく困っていることを挙げ、また何人かは親が子どものためではなく自分たちの必要に合わせ

て家を整えると述べている。

- ・ その他のコメント：子どもたちは社会が女の子に対してよりも男の子に対して寛容であることを認めている。またアルバニアから来た子どもは、ギリシャ社会がギリシャ人の子どもに対するほど自分たちに親切でないと感じている。

## (2) 政策実現への障害

それでは、社会がもっと子どもにやさしくなろうとする道筋に立ちふさがっている障害は何だろうか。法的枠組みが準備され、政策が開発されたにもかかわらず、なぜ、そのような規定の効力がしばしば制限され、そして、あるいは地理的また社会的に差が生じるのだろうか。

われわれは多くの要因からこの状況を説明できると考える。

- a. 子どもにやさしい姿勢 (child-friendly attitudes) の欠如：長い間に培われてきた子どもに対する姿勢や、社会における子どもの地位、子どもの大人との関係が、子どもの要求とは無関係で子どもに不親切とさえ思われる慣習を、家庭内や社会において持続させてきたのである。われわれがみてきたように、今日でも多くの大人や親たちが子どもとの権威主義的な関係を遵守しており、子どもを所有物のようにみなしている。慣習はまた男子と女子の扱いや、様々な異なる文化をもつ子どもに対する扱いに差を表している。このような姿勢は、影響を与えようと努力しても強い抵抗を示すことが多いので、それを変えるのは容易なことではない。深く刻み込まれた姿勢は、人生のごく早い時期からの教育や、感受性を育てることによってのみ変え得るということが明らかである。われわれは、子どもに無関心な姿勢が、子どものための政策に携っている政策決定者の間にまでみられることに留意しなければならない。
- b. 財源の不足：財源の不足は、子どもと家族のための効果的な政策を開発する上で、特に生活状況の改善に関して、おそらく最も深刻な障害となっている。例えば、「児童手当パッケージ」について重要な改善が行われたが、もっと実質的な改善は予算の制約のために制限されてしまった。財源の不足はまた承認された政策の実行にも限界を置くことになる。
- c. 人材、特に熟練した人材の不足：財源があるにもかかわらず、人材、特に熟練した職員が不足しているために、政策を実行するのが困難なことが非常に多い。フォスターケアプログラムはこの要因によってナショナルレベルでの拡張が妨げられているケースである。職員の数と質が十分でないことは、政策実施上の他の多くの面にも表れており、特に子どものための居住施設において明らかである。The Ministry of Health and Welfare の圧力はあるが、公共部門の規模を制限する政府の優先策に対抗して、人員増加の要求が出ている。しかし最近の法律第 2646/98 号により、社会福祉部門のための熟練した職員の新しいポストがいくつか保証された。
- d. 公共部門の運営に伴う困難：責任の一端は、ギリシャの公共部門が、急速に変化する必要性にすばやく効果的に応えることが難しいという点にある。十分に訓練された職員の不足—特に上級官僚に外国語の知識が不十分であることも含めて—、部局